

犯罪被害者等支援の充実を求める意見書

平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者等支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者等の多種多様なニーズに応え、再び平穏な生活を営むことができるまでの整備は、いまだ十分とは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった犯罪被害者やその御家族、御遺族に対する経済的支援の充実など、財政支援を必要とする施策はいまだに実現されていない。

また、犯罪被害者等支援条例の制定状況や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターでの支援の状況も、地域によって大きな格差が生じている。

犯罪被害者等の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っている。

よって、国においては、犯罪被害者等支援の充実を図るため次の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 犯罪被害者等が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講ずること。
- 2 犯罪被害者等補償法を制定して犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講ずること。
- 3 犯罪被害者等の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者等支援弁護士制度を創設すること。
- 4 性犯罪・性暴力被害者の支援に関して、どこに住んでいても支援を受けられるよう、都道府県や市町村の財政負担の緩和や地域での支援施策の量的、質的拡大を推進するため、人的・財政的支援の拡充を行うこと。
- 5 地域の状況に応じた犯罪被害者等支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者等支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国家公安委員長

各通

北海道議会議長 村田 憲 俊